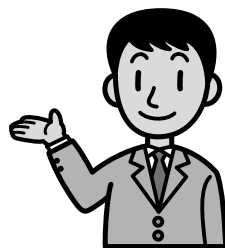


みんなで支え合う

国民健康保険



特定健診
受けましたか？



国保の加入や脱退に関する

Q & Aをご紹介します

Q 会社をやめることになりました。国保はいつから加入することになりますか？どうすれば加入できますか？

A 勤務先の健康保険を脱退したときから国保に加入することになります。国保に加入する場合は、勤務先の健康保険を脱退してから、14日以内に住民課へ届け出てください。

●届け出に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・退職したことが分かる証明書
- ・年金手帳（60歳未満の方の場合）

Q 就職して、会社の保険（社会保険）に加入しました。どういう手続きをするのですか？

A 就職された場合は、勤務先の健康保険に加入してから14日以内に住民課へ届け出てください。

●届け出に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・国保の保険証
- ・職場の健康保険の保険証（保険証が交付されていない場合は、加入を証明するもの）

日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。後期高齢者医療制度や、勤務先の健康保険に加入している人または生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入することになります。

そのため国保は勤務先の健康保険を脱退したときから、加入することになり、医療を受ける権利と同時に、保険税を納める義務が生じます。（例えば、1年前に勤務先の健康保険を脱退している場合は、1年前にさかのぼって国保に加入し、国保税を納めていただくことになります。）

また、就職後、国保の脱退の届け出をしなかった場合、会社の給料からは健康保険料が引かれているにもかかわらず、国保からも保険税の請求が届きますので、必ず届け出てください。

◆問い合わせ先・届け出先

住民課 保険年金担当
☎ ⑤2 6571 有線⑤7784

国民年金

からのお知らせ

国民年金の後納制度が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届け出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなる場合や、年金が受給できなくなることがあります。

このような事態を避けるために、これまでは国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超える保険料を納めることができませんでした。が、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎ 0771-56712220
住民課 保険年金担当
☎ ⑤2 6571 有線⑤7784

◆国民年金後納制度

納付期間

平成24年10月1日から平成27年9月30日まで（3年限り）

対象保険料

平成14年10月分以降の未納保険料

申請受付

草津年金事務所 国民年金課（草津市西渋川 1-16-35）

*詳しくは、『国民年金保険料専用ダイヤル』☎ 0570-011-050

または草津年金事務所へお問い合わせください。

ご自身の年金記録については、「ねんきんネット」で確認できます。

ねんきんネット

検索

